

平成28年4月1日から各種手当額が改正されました。

平成28年4月から各種手当の額が以下のように改正されました。

なお、児童扶養手当については、平成28年8月から2人目及び3人目以降の児童に対しての加算額が改正されます。

■児童扶養手当

児童扶養手当とは、母子又は父子家庭、父母が重度の障害の状態にある世帯などの児童を養育する方が受給できる手当で、受給のためには必ず申請が必要になります。

また、児童扶養手当の額は、手当を受給する方及びその世帯の生計中心者の所得額によって異なります。

<児童扶養手当の月額> (平成28年4月～)

- 子ども1人の場合 全部支給：**42,330円**
一部支給：**42,320円～9,990円**（所得に応じて決定されます。）
- 子ども2人以上の加算額 2人目：**5,000円**（平成28年8月からは10,000～5,000円）
3人目以降：**3,000円**（平成28年8月からは6,000～3,000円）
※3人目以降の加算額は1人あたりの金額になります。
平成28年8月からの加算額については、所得額に応じて決定されます。

■特別児童扶養手当

精神、知的又は身体に障害のある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって、その児童を養育している方に支給される手当です。

児童福祉施設等に入所している児童や障害を事由とする公的年金を受給している児童は対象となりません。

<特別児童扶養手当の月額(児童1人につき月額)> (平成28年4月から)

- 重度障害児の場合：**51,500円** ●中度障害児の場合：**34,300円**

■障害児福祉手当

重度の障害のため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方に支給されます。

施設に入所されている方、障害を支給事由とする公的給付を受けることができる方は対象となりません。

<障害児福祉手当の月額> (平成28年4月から) **14,600円**

■特別障害者手当

障害が重複するなど精神または身体に著しく重度の障害のある在宅の20歳以上の方で、日常生活に特別の介護を必要とする方に支給されます。

施設に入所されている方、病院・診療所に3ヶ月以上継続して入院されている方は対象となりません。

<特別障害者手当の月額> (平成28年4月から) **26,830円**

お問い合わせ先 鏡野町保健福祉課(子育て支援係・福祉係) 電話(0868)54-2986

イノシシ等侵入防護柵設置に 補助金を交付します

■補助対象…イノシシ等による農作物の被害を防ぐための電気柵やトタン、金網、防鳥ネット等の防護用資材購入に要する経費
※設置延長が50m未満の場合は補助対象となりません。

※電気柵については電線を2段以上張り、感電防止のための適切な措置を講じてください。この要件を満たしていない場合、補助の対象となりません。

※申請者又はその同一世帯員に町税等の滞納がある場合は、補助金を受けることができません。

■補助額…設置費用の3分の2以内(上限15万円)

■対象農地…鏡野町内の耕作地(耕作放棄地は対象となりません。)

■申請方法…防護柵の設置完了後に、所定の申請用紙(産業観光課、各振興センターにあります。)に必要事項を記入の上、設置位置図、資材購入費の領収書(購入日が平成28年4月1日以降のものに限る。)を添えて申請してください。

※申請受付は予算額に達ししだい終了します。

提出先・お問い合わせ先

鏡野町産業観光課

電話(0868)54-2987

または各振興センター

